Ⅳ. ベビーフードの表示に関する自主基準

1. 目 的

この自主基準(以下「基準」という)はベビーフードの製造、販売に携わる事業者としての良識にもとづき、ベビーフードの表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

2. 適用の範囲

この基準で「ベビーフード」とは、製品規格の定義 2-1 から 2-5 に適合するものであって「ベビーフード」である旨を表示したものをいう。

3. 必要な表示事項

ベビーフードの 製造、販売もしくは輸入を行う食品関連事業者が がベビーフードの容器 または包装に表示すべき事項は、義務表示事項とその他の表示事項であり、それぞれ次の通 りとする。

3-1 義務表示

下記の項目について、邦文をもって一般消費者が読みやすく、理解しやすい用語により、背景の色と対照的な色を用いて容器包装に表示する。

1) 名称または品名

食品表示基準別表第 4 の上欄に掲げる食品で同表中欄に表示事項として名称が規定されているものは同表下欄に掲げる名称を、それ以外の食品あってはその内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし別表第 5 の上欄に掲げる食品以外は同表下欄に掲げる名称を使用することはできない。

2) 原材料名

使用した原材料(添加物を除く)を食品表示基準第3条第1項「原材料」の規定に従い表示する。

3) 添加物名

食品に含まれる添加物について、食品表示基準第3条第1項「添加物」の規定に従い表示する。

4) アレルゲン

食品表示基準別表第 14 に掲げる「特定原材料」、ならびに"食品表示について(平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号) 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示"で指定される「特定原材料に準ずるもの」について、消費者にわかりやすく表示する。

5) 内容量

内容重量をグラムもしくはキログラムの単位で表示する。

6) 賞味期限

賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を、年月日の順で表示する。ただし、賞味期間が3か月を超えるものにあっては年月の表示で差し支えない。

7) 保存方法

食品・添加物等の規格基準により保存基準が定められている食品はその基準に従い、それ以外の食品は食品の特性に従って表示する。ただし、常温以外の保存方法がないものにあっては省略することができる。

8) 原産国名(輸入品に限る)

原産国名を表示する。

9) 食品関連事業者の氏名または名称および住所

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有するものの氏名または名称および住所を表示 する

10) 製造所の所在地および製造者の氏名または名称

製造所の所在地および製造者の氏名または名称を表示する。ただし輸入品にあっては製造所の所在地に代えて輸入業者の営業所の所在地、製造者の氏名または名称に代えて輸入者の氏名または名称を表示する。

ただし、2以上の製造所において同一製品を製造する場合にあっては、製造所の所在地および製造者の氏名または名称に代えて製造所固有記号を使用することができる。

また食品関連事業者の住所または氏名もしくは名称が製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称と同一の場合は、製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称を省略することができる。

11) 乳児用規格適用食品である旨の表示

「乳児用規格適用食品」の文字またはその旨を的確に示す文言を表示する。

12) 栄養成分表示

食品表示基準第3条第1項「栄養成分の量及び熱量」の規定に従い栄養成分量を表示する。表示する際の食品単位は、製品100g当たりもしくは1パック当たりを基本とする。

13) 個別の表示事項

食品表示基準別表第 19 の上欄に掲げる食品にあっては、中欄に掲げる表示事項を下欄に 定める方法に従い表示する。

3-2 その他の表示

1) 商品名

食品の内容を分かりやすく表現した商品名を表示する。

2) 乳幼児用食品を意味する文字

社名等を冠した「○○ベビーフード」等と表示する。

3) 製品特徴

製品の特徴を分かり易く表示する。この場合、離乳の各段階で要求される物性に合致する旨を説明することができる。なお、不当景品類及び不当表示防止法等で規定される優良 誤認の恐れがないように記載されなければならない。

4) 使用方法および使用上の注意

摂取、調理または保存の方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意 事項、調理方法、開封後の取扱い、食べさせ方等を表示する。

喫食の際、加温、希釈等を行う必要のあるものについては使用または調理の方法の説明 を表示する。

なお、食品表示基準または公正競争規約のある品目は、それに従って表示する。 開封後の取扱いとその保存方法については、品目に応じて具体的に説明する。

5) 一回分の目安量

ふりかけ類においては、一回に米飯類にふりかける重量およびそれに対応する米飯類の 重量を表示する。ただし一回分ごとに個別に包装された製品にあっては、ふりかけ類の量 は重量に代えて一包装単位とすることができる。その他は、必要に応じ、離乳の進行状況 に応じた適切な利用方法および一回分の目安量を表示する。

6) 対象時期

「○ヵ月頃から」等と、対象月齢を表示する。

7) 物性

必要に応じ、液状、流動状、なめらかにすりつぶした状態、舌でつぶせる固さ、歯ぐきでつぶせる固さまたは歯ぐきで噛める固さ等を表示する。なお、「3)製品特徴」で物性について説明している時は、省略することができる。

8) 消費者の質問の照会先

消費者の質問に対応する機関を社内に設け、その連絡先を明記する。

9) 容器包装識別表示

別に定める「容器包装識別表示ガイドライン」に従う。

10) 警告表示

その製品の使用、取扱いまたは調理などで、消費者に危害を与える恐れ等がある場合は、 品目毎に必要な表示を別に定めるものに従う。

4. 不当表示、不当広告の禁止

食品関連事業者は、ベビーフードに関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、以下の表示をしてはならない。

- 1)「2. 適用の範囲」の内容に合致しない製品については、ベビーフードであるかのような表示をすること。
- 2) 当該商品の内容が実際のものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示をすること。
- 3) 他の事業者またはその製品を中傷し誹謗するような表示をすること。

5. 商品名の表示基準

食品関連事業者は、商品名に特定の原材料名等の名称(以下、「特定名称」という)を表示する場合は次の通り定める。

- 5-1 基準を定める特定名称は次の通りとする。
 - 「ミルク」、「牛乳」、「バター」、「チーズ」、「卵」、「果実・果汁」、「食肉」、「魚肉」、「レ バー」。
- 5-2 特定名称を表示した場合に使用すべき原材料および製品の重量に占める当該原材料の 製造時の配合割合は表3の通りとする。ただし、希釈等調製して摂食するものにあって は、製品の重量に代えて標準濃度に調製した重量に対する製造時の配合割合とする。

特定名称	使用原材料	配合割合	表示例
ミルク	牛乳または乳製品	10%以上(生乳換算)	ミルクがゆ
牛 乳	牛 乳	10 %以上	牛乳プリン
バター	バター	0.5% 以上	バターがゆ
チーズ	チーズ	2 %以上	チーズグラタン
戼	卵	5 % 以上	野菜の卵あんかけ
果実・果汁	果実・果汁	10 % 以上	りんごゼリー
食 肉	食 肉	2 % 以上	チキンリゾット
魚 肉	魚肉	2 % 以上	しらすチャーハン
レバー	レバー	2 % 以上	レバー入り野菜カレー

表3 使用原材料および配合割合

- 1) 食品缶詰の公正競争規約に規定する「肉野菜」、「魚野菜」、「レバー野菜」はその 基準によるものとし、当基準から除外する。
- 2) 「ミルク」と表示する場合に使用できる乳製品は下記の通りとする(カッコ内は 生乳に換算する際の換算係数)。

牛乳 (1.00)、全粉乳 (8.68)、脱脂粉乳 (6.48)、全脂練乳 (2.66)、脱脂練乳 (1.84)、 生クリーム (5.63 (乳脂肪 40%の場合))

- 3) 果実・果汁、食肉、魚肉について「りんご」、「鶏肉」、「しらす」等特定の種類を表示する場合は当該原材料が所定の割合以上配合されていること。
- 4) 複数の同種の原材料を混合して配合する場合で、それらを合算した量が表3に示された配合割合以上になるものにあっては「食肉(もしくは肉)」、「魚肉(もしくは魚)」、「果実(もしくは果物)、果汁」等と示すこと。
- 5) 複数の同種の原材料を混合して配合する場合で、それぞれの原材料が表3に示された配合以上の場合は、当該原材料を特定名称として表示できる。ただし配合割合が多いものを省略し、少ないものだけを表示してはならない。
- 6) 「食肉」、「魚肉」、「レバー」はそれぞれ異種の原材料であり、含有率を合算する ことはできない。
- 7) 濃縮または乾燥等の加工処理をした原材料を使用するものにあっては、加工前の当該原材料の重量が表3に示す配合割合以上であること。

- 5-3 基準にもとづき特定名称を商品名に記載したものであって、その配合割合を併記する場合にあっては次に定める方法により表示する。
 - 1) 配合割合は表4に示す大きさの文字で見やすく明瞭に商品名に近接して表示する。

表 4 配合割合を示す文字の大きさ

商品名文字の大きさ	併記文字の大きさ
18ポイント未満	8ポイント以上
18ポイント以上 42ポイント未満	10ポイント以上
42ポイント以上	12ポイント以上

2) 「果汁」または「果実」を商品名に付した場合は、果汁分(果実分)〇〇%または〇〇%以上と表示する。ただし、製品中の果汁(果実)固形分含有率で果汁(果実)固形分〇〇%以上と表示することもできる。ここでいう果汁分含有率は標準濃度に調製したときの含有率とし、果汁固形分含有率は製品中の含有率とする。